

日光川公園整備運営事業 質問に対する回答

No.	資料名	頁	項目名	質問・意見事項	回答	回答日
1	募集要項	4	事業の流れ	整備運営事業者のDBグループは、その代表企業を定める必要はありますでしょうか。	DBグループを構成する企業のうち、DBグループ代表構成企業を定めていただきます。なお、DBグループの結成については、応募申込書類にDBグループ協定書兼委任状（様式7）があります。	5月20日
2	募集要項	4	費用負担	市の負担額の記載は税込金額でよろしかったでしょうか。	税込金額です。	5月20日
3	募集要項	5	求める公園施設	指定管理業務に該当するエントランス施設（管理事務所）の一部に、来園者の利便性を図る機能施設を併設した場合、管理許可施設とし、設備・備品等は事業者による投資、市へは賃借料を支払うような運営でもよろしいでしょうか。 (DB要求水準書P7（チ）にも記載あり)	DB要求水準書7ページ「第2章2. (1)チ」に記載のとおり、管理事務所に公園利用者の利便増進につながるスペースを設けることも可能です。その場合、当該スペースについては本市から管理許可を受けてください。管理許可施設については、本市へ提案に基づく管理許可使用料を納入いただきます。また、設備・備品等を含め、管理許可施設にかかる維持管理運営に対して指定管理料を充てることはできません。	5月20日
4	募集要項	5	求める公園施設	ひろばの項目に、水あそび場・大型アスレチック遊具とありますが、土木工事の要件で40cmとありましたが、工事の施工によっては、40cmではプールの底(廃棄物)まで到達すると思われますが、市の見解をお聞かせください。	質問にある「土木工事の要件で40cm」とは、プールの水盤部分における盛土のことかと思いますが、募集要項において具体的な数値は示しておりません。また、別添資料集「資料5」でお示ししているとおり、プールの底板から廃棄物層までは、ある程度の深さがあると想定されます。 レクリエーション施設（水遊び場やアスレチック遊具等）の設置場所については公園内における機能面や園内導線だけでなく、設置可能かどうかまで考慮した最適な位置で整備計画を練る必要があると考えています。 なお、令和6年度に実施いたしました「日光川公園における民間活力導入についてのサウンディング（対話2回目）調査」で公表した「別紙3 本市想定ゾーニング」に、プールの埋め戻しに関する本市の考えを記載しておりますのでご参照ください。 <参考URL> https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000175782.html	5月20日

日光川公園整備運営事業 質問に対する回答

No.	資料名	頁	項目名	質問・意見事項	回答	回答日
5	募集要項	11	本市の負担額	4頁のDB工事監理（市）と11頁のDB請負契約にある工事監理の違いをご教示願います。	同じものです。DBグループの構成企業のいずれかに、解体撤去・造成及び整備工事の工事監理を担っていただきます。	5月20日
6	募集要項	13	使用料納付	キャンプフィールド・ドッグラン・駐車場における設置管理許可施設とは、具体的にどのような施設を指していますでしょうか、宿泊施設・車中泊エリアなどは、DBで整備されたエリアの大部分が対象になるかと思われますが、事業者から提案する際に、参加の判断とするためにmあたり下限金額をご提示ください。	キャンプフィールド、ドッグラン、駐車場については、区域全体に対して管理許可を受けていただきます。また提案により、一部設置許可による施設の設置も可能です。 許可使用料については、屋外に設置される自動販売機を除き、キャンプフィールド、ドッグラン、駐車場、任意提案により管理事務所等内に設置される管理許可施設、その他任意提案による設置許可施設すべてにかかる総額をご提案いただきます。m単価はご提案いただきません。また、提案額の下限は設けておりません。	5月20日
7	募集要項	16	代表企業の選定	イに代表企業は本事業に係る業務の全てについて責任を負うものとしますとありますが、代表企業はDB事業・維持管理運営事業の全てに事業期間中の責任を負うという事でしょうか。市はDB契約・運営維持管理契約を個別に結ぶとしていますが、市の見解をお聞かせください。	DB契約、指定管理にかかる協定は、それぞれのグループと締結しますが、代表企業は、本事業にかかるDB業務、指定管理業務、設置管理許可施設の整備運営を一体として実施するため、各事業に携わる構成企業の取りまとめや関係者との調整など、責任をもって事業全体を統括していただきます。	5月20日
8	DBに関する要求水準書	6	撤去必須対象施設	DB請負額に解体撤去費が記載されていますが、建築物・その他既存施設毎の、市が積算した解体費用内訳の想定額を施設毎開示願います。	募集要項11ページ「第3章3.(1)」に記載のとおり、解体撤去・造成の建設、工事監理にかかる本市負担上限額を1,000,000千円としています。主な業務内容としては、園内における建築物・その他公園施設の解体・撤去費とそれに伴う埋戻し等の造成費ですが、本市積算の内訳についての開示はいたしません。 本公募では、募集要項p24「第5章2.(8)」のとおり、現地を調査することができます。また、別添資料集「資料16」においては撤去必須対象施設について床面積を提示しておりますので、各事業費の算出において参考として下さい。	5月20日

日光川公園整備運営事業 質問に対する回答

No.	資料名	頁	項目名	質問・意見事項	回答	回答日
9	DBに関する 要求水準書	6	撤去必須 対象物	土木・造成・解体費用の積算を事業者側で確認することは、参加判断をJV間で調整するためにも必要ですので、早い時点で現地測量・解体確認をさせて頂けないでしょうか。	募集要項p24「第5章2.(8)提案書類作成にかかる現地調査」について内容を修正し、応募申込及び参加資格審査に関わらず、希望者は現地調査の申込ができることとしました。	5月20日
10	設置管理許可 に関する 要求水準	2	防災	公園利用者が一時的に避難できる施設としての機能を備えてください。(例：災害時の一時的な宿泊、飲食物の提供など)とありますが、災害時に宿泊可能な施設・及び飲食物を提供可能な施設(備蓄含め)を備えることを要求しているのでしょうか。	一時的な宿泊や飲食物の提供はあくまでも例示であって条件ではありません。公園利用者が一時的に避難できる施設としての機能を提案していただきます。	5月20日
11	設置管理許可 に関する 要求水準	2	費用負担 整備時	ドッグラン・キャンプフィールドのDB業務対象外となる施設設置等を含むとありますが、事業者負担による利便性施設とは、具体的にどのような機能の施設を指していますでしょうか。	DBに関する要求水準書第2章2及び3に該当しない施設です。例えば、飲食店、売店などが想定されます。	5月20日
12	設置管理許可 に関する 要求水準	6	事業期間	事業期間は10年間とありますが、期間終了後は事業者負担で設置した施設・機能部分は撤去するとの理解でよろしかったでしょうか。	設置管理許可施設については、原則、許可期間終了時に撤去し、原状復旧していただきます。	5月20日
13	設置管理許可 に関する 要求水準	6	事業期間	事業期間10年後の契約更新・再公募等の記載が特にありませんが、市はそれ以降の日光川公園の利用について検討されていますでしょうか。	現時点でお示しできるものではありません。	5月20日